

公文例式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

公文例式規程の一部を改正する訓令

公文例式規程（昭和40年岩手県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(条例の形式)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例を改正する場合の形式は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般的な改正の場合</p> <p>[略]</p> <p>注 例1は一般的な改正の場合の、例2は改正部分によって施行期日を異ならせる改正の場合の、例3は同じ字句等の整理を一括して大量に行う場合、大部の別表又は様式その他表に収めることが困難なものを改正する場合その他の<u>総務室長</u>が別に定める改正の場合の、例4は例1から例3までが混在する場合の規定の形式の例であること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(告示の形式)</p> <p>第5条 条文構成をとる場合の告示の形式は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 規程の形式をとる場合</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 一部を改正する場合</p> <p>[略]</p> <p>注 第3条第3項第1号の例の注の<u>総務室長</u>が別に定める改正の場合に該当するときは、その場合における条例の形式の例に準じた形式とすること。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(2) 要綱の形式をとる場合</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 一部を改正する場合</p> <p>[略]</p> <p>注 第3条第3項第1号の例の注の<u>総務室長</u>が別に定</p>	<p>(条例の形式)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例を改正する場合の形式は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 一般的な改正の場合</p> <p>[略]</p> <p>注 例1は一般的な改正の場合の、例2は改正部分によって施行期日を異ならせる改正の場合の、例3は同じ字句等の整理を一括して大量に行う場合、大部の別表又は様式その他表に収めることが困難なものを改正する場合その他の<u>法務学事課総括課長</u>が別に定める改正の場合の、例4は例1から例3までが混在する場合の規定の形式の例であること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(告示の形式)</p> <p>第5条 条文構成をとる場合の告示の形式は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 規程の形式をとる場合</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 一部を改正する場合</p> <p>[略]</p> <p>注 第3条第3項第1号の例の注の<u>法務学事課総括課長</u>が別に定める改正の場合に該当するときは、その場合における条例の形式の例に準じた形式とすること。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(2) 要綱の形式をとる場合</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 一部を改正する場合</p> <p>[略]</p> <p>注 第3条第3項第1号の例の注の<u>法務学事課総括課</u></p>

める改正の場合に該当するときは、その場合における条例の形式の例に準じた形式とすること。

ウ [略]

2・3 [略]

(訓令の形式)

第7条 規程の形式をとる場合の訓令の形式は、おおむね次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 一部を改正する場合

[略]

注 第3条第3項第1号の例の注の総務室長が別に定める改正の場合に該当するときは、その場合における条例の形式の例に準じた形式とすること。

(3) [略]

2・3 [略]

(契約書の形式)

第12条 契約書の形式は、おおむね次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 委託契約の場合

[略]

第5×乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を×第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただ×し、あらかじめ甲の承諾を得た場合、並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して×債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

[略]

注1・2 [略]

3 第12の違約金並びに第13及び第17の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として3.0パーセントとすること。

4～7 [略]

(3) 不動産売買契約（買受け）の場合

[略]

第7×甲は、乙が第3の引渡期限までに契約物件の引×渡しを完了しない場合は、遅延日数に応じ、売買代×金の額につき年3.0パーセントの割合で計算した違約×金を徴収することがある。

長が別に定める改正の場合に該当するときは、その場合における条例の形式の例に準じた形式とすること。

ウ [略]

2・3 [略]

(訓令の形式)

第7条 規程の形式をとる場合の訓令の形式は、おおむね次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 一部を改正する場合

[略]

注 第3条第3項第1号の例の注の法務学事課総括課長が別に定める改正の場合に該当するときは、その場合における条例の形式の例に準じた形式とすること。

(3) [略]

2・3 [略]

(契約書の形式)

第12条 契約書の形式は、おおむね次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 委託契約の場合

[略]

第5×乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を×第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただ×し、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債×権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

[略]

注1・2 [略]

3 第12の違約金並びに第13及び第17の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として2.9パーセントとすること。

4～7 [略]

(3) 不動産売買契約（買受け）の場合

[略]

第7×甲は、乙が第3の引渡期限までに契約物件の引×渡しを完了しない場合は、遅延日数に応じ、売買代×金の額につき年2.9パーセントの割合で計算した違約×金を徴収することがある。

[略]

[略]

(4) 不動産売買契約（売渡し）の場合

[略]

注1 第3第2項の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として年3.0パーセントとすること。

2～5 [略]

(5) 物品売買契約の場合

[略]

第7×甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価×の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支×払の日までの日数に応じ、契約金額につき年3.0パーセントの割合で計算した額の支払遅延利息を支払うものとする。

第8×甲は、乙が納入期限までに物品を納入しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額につき年3.0パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

[略]

第12×乙は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り×渡し、又は担保に供さないものとする。ただし、信×用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信×用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25×年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

[略]

[略]

(6) 不動産賃貸借契約（借受け）の場合

[略]

注1 第3第3項の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として年3.0パーセントとすること。

2～4 [略]

(7) 不動産賃貸借契約（貸付け）の場合

[略]

注1 第3第3項の遅延利息及び第8第2項の違約金の額の計算に係る割合は、原則として年3.0パーセントとすること。

2～4 [略]

(8) 賃貸借契約（長期継続契約）の場合

[略]

[略]

(4) 不動産売買契約（売渡し）の場合

[略]

注1 第3第2項の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として年2.9パーセントとすること。

2～5 [略]

(5) 物品売買契約の場合

[略]

第7×甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価×の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支×払の日までの日数に応じ、契約金額につき年2.9パーセントの割合で計算した額の支払遅延利息を支払うものとする。

第8×甲は、乙が納入期限までに物品を納入しない場合は、遅延日数に応じ、契約金額につき年2.9パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

[略]

第12×乙は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り×渡し、又は担保に供さないものとする。ただし、信×用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信×用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25×年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

[略]

[略]

(6) 不動産賃貸借契約（借受け）の場合

[略]

注1 第3第3項の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として年2.9パーセントとすること。

2～4 [略]

(7) 不動産賃貸借契約（貸付け）の場合

[略]

注1 第3第3項の遅延利息及び第8第2項の違約金の額の計算に係る割合は、原則として年2.9パーセントとすること。

2～4 [略]

(8) 賃貸借契約（長期継続契約）の場合

[略]

注1 [略]

2 第11の遅延利息及び第12の違約金の額の計算に係る割合は、原則として年3.0パーセントとすること。

3～7 [略]

(9) [略]

[略]

注1 [略]

2 第11の遅延利息及び第12の違約金の額の計算に係る割合は、原則として年2.9パーセントとすること。

3～7 [略]

(9) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。